

## = 自転車 J I S 改正（案）に対する意見募集について =

当協会は平成12年度より自転車 J I S 規格の原案作成団体として、これまで多くの自転車 J I S 規格の改正・審議を実施してきております。

さて、今般、下記の自転車 J I S 規格（2規格）については、業界有識者で構成する「国内規格調査部会」において、改正内容を十分審議・検討した上で、具体的改正（案）を取りまとめました。

つきましては、この改正規格（案）に対して、広く業界の皆様からご意見をいただきたく、下記の要領によりパブリックコメントを募集いたしますので、是非とも忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

意見募集 対象規格	J I S D 9 1 0 1（自転車用語） J I S D 9 4 2 8（自転車—ディレーラー）
意見募集 期 間	平成23年1月12日（火）～2月4日（金）
意見募集 方 法	会社名、担当者名、連絡先等を必ず明記の上、下記宛に文書又はメールで送信願います。（様式問わず）
送付及び 問合せ先	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3 （財）自転車産業振興協会 技術研究所 T E L 072-238-8731 F A X 072-238-8271 e-mail <a href="mailto:webmaster@jbtc.or.jp">webmaster@jbtc.or.jp</a>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・皆様から頂いたご意見（コメント）につきましては、必要に応じて内容を検討させていただきます。</li><li>・本原案は、業界内のパブリックコメントを求めるため、ドラフト（規格の草稿）として掲載するものです。</li><li>・本原案は規格の最終版ではありません。したがって、今後の審議過程で内容が変更する場合があります。</li></ul>

J I S 改正対比表 (現行 J I S と改正案)

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 1 0 1 (自転車用語)	<p>1. <b>適用範囲</b> この規格は、自転車 (1) に関する主な用語及びその定義について規定する。</p> <p><b>注(1)</b> ペダル又はハンドクランクを用い、乗員の人力で駆動操縦され、かつ駆動車輪をもち、地上を走行するもの。</p> <p>3. <b>用語及び定義</b> 用語及び定義は、次のとおりとする。</p> <p><b>(2)自転車の名称</b></p> <p><b>2001 一般用自転車</b> 一般道路において、日常の交通手段、スポーツ、レジャーなどの用に供される 1 人乗用の 2 輪の自転車で、サドル最大高さが 635mm を超え 1 100mm 以下のもの。 なお、フレームが折りたたみ又は分割できるものを含む。</p> <p><b>備考</b> スポーツ車、ミニサイクル、軽快車、実用車、子供車に分類する。</p> <p><b>2002 スポーツ車</b> 各種サイクルスポーツ及びレジャー用として長距離旅行、快速走行など、それぞれの使用目的に適する一般的な自転車。 チェンジギヤ装置を備え、サドル最大高さが 850mm を超え 1 100mm 以下、一般に車輪の径の呼び 26 又は 27 のもの。ただし、チューブラタイヤを装着したものを除く。</p>	D 9 1 0 1 (自転車用語)	<p>〔改正案のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲に「電動アシスト自転車」を追加</li> <li>・自転車の名称「軽快車」と「ミニサイクル」を「シティ車」として定義づけ</li> <li>・自転車の名称に「コンパクト車」を定義づけ</li> <li>・自転車の名称の「三輪自転車」の車体の大きさを定義づけ</li> <li>・自転車の名称に「電動アシスト自転車」「マウンテンバイク」を追加し、参考図を追加など</li> </ul> <hr/> <p>1 <b>適用範囲</b> この規格は、自転車に関する主な用語及びその定義について規定する。</p> <p><b>注記 1</b> <b>自転車とは</b>、ペダル又はハンドクランクを用い、主に乗員の人力で駆動操縦され、かつ、駆動車輪をもち、地上を走行する<b>もの車両をいう。</b></p> <p>3 <b>用語及び定義</b> この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p><b>b)自転車の名称</b></p> <p><b>2001 一般用自転車</b> 一般道路において、日常の交通手段、スポーツ、レジャーなどの用に供される 1 人乗用の 2 輪の自転車で、サドル最大高さが 635mm を超え 1 100mm 以下のもの。 なお、フレームが折り畳み又は分割できるものを含む。</p> <p><b>注記</b> スポーツ車、<del>ミニサイクル、軽快車</del><b>シティ車、コンパクト車</b>、実用車、子供車に分類する。</p> <p><b>2002 スポーツ車</b> 各種サイクルスポーツ及びレジャー用として長距離旅行、快速走行など、それぞれの使用目的に適する一般的な自転車<b>で</b>チェンジギヤ装置を備えたものの総称。<del>サドル最大高さが 850mm を超え 1 100mm 以下、一般に車輪の径の呼び 26 又は 27 のもの。ただし、チューブラタイヤを装着したものを除く。</del>また、専ら一般道路での乗用を意図した自転車で、マウンテンバイク及び BMX 車に外観の似たマウンテンバイク類形車(ルック車)、BMX 類形車及びクロスバイクを含める (図 A.1 参照)。</p>

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 1 0 1 (自転車用語)	<p><b>2003 ミニサイクル</b> 日常の交通手段に用いる短距離低速走行用の一般用自転車で、高さの調節範囲が、シートポスト 100mm 以上、ハンドルステム 35mm 以上、サドル最大高さが 750mm を超え 1 100mm 以下で、車輪の径の呼び 24 以下のもの。</p> <p><b>2004 軽快車</b> 日常の交通手段及びレジャー用に用いる短中距離、低中速走行用の一般用自転車で、サドル最大高さが 750mm を超え 1 100mm 以下、車輪の径の呼び 25 以上のもの。</p> <p><b>2006 子供車</b> 主に小学校の児童が、日常の遊戯及び交通手段に用いる自転車の総称。サドル最大高さが 635mm を超え 750mm 以下(スポーツ車形は 635mm を超え 850mm 以下)で、車輪の径の呼び 24 以下(ミニサイクル形は 22 以下)のもの。 <b>備考</b> 各車種に準じた仕様によって、スポーツ車形、ミニサイクル形、軽快車形に区分する。</p> <p><b>2015 三輪自転車</b> 後車輪又は前車輪を 2 個並列に装備した 3 輪の自転車。ミニサイクル形、運搬車形などがある</p>	D 9 1 0 1 (自転車用語)	<p><b>2003 軽快車シティ車</b> 日常の交通手段及びレジャー用に用いる短中距離、低中速走行用の一般用自転車で、サドル最大高さが 750mm を超え 1 100mm 以下、車輪の径の呼び <del>25</del>20 以上のもの (図 A.2 参照)。</p> <p><b>2004 ミニサイクルコンパクト車</b> <del>日常の交通手段に用いる短距離低速走行用の一般用自転車で、高さの調節範囲が、シートポスト 100mm 以上、ハンドルステム 35mm 以上、サドル最大高さが 750mm を超え 1 100mm 以下で、車輪の径の呼び 24 以下のもの。</del> 室内での保管、自動車トランクへの収納又は公共交通への持ち込みを意図し、車輪の径の呼び 20 以下及び軽量なフレームによって、軽量化及びコンパクト化を図った自転車。車体部が折り畳み又は分割できる構造であることが多い。</p> <p><b>2006 子供車</b> 主に小学校の児童が、日常の遊戯及び交通手段に用いる自転車の総称。サドル最大高さが 635mm を超え <del>750</del>850mm 以下 (<del>スポーツ車形は 635mm を超え 850mm 以下</del>) で、車輪の径の呼び 24 以下 (<del>ミニサイクル形は 22 以下</del>) のもの。 <b>注記</b> 各車種に準じた仕様によって、スポーツ車形、<del>ミニサイクル形、</del>軽快車シティ車形に区分する。</p> <p><b>2008 三輪自転車</b> 後車輪又は前車輪を 2 個並列に装備した 3 輪の自転車。<del>ミニサイクル形、運搬車形などがある。</del>一人乗り用の三輪自転車で、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 9 条の 2 に定められた車体の大きさ(長さ 190 cm、幅 60 cm)を超えないものを三輪車という。</p> <p><b>2009 電動アシスト自転車</b> 自転車に電動機を備え、その電動機は、乗員のペダリングと独立して出力を発生させることなく、人力によって発生するクランク回転出力が電動機の駆動出力を比例的に発生させる構造の自転車の総称 (図 A.5 参照)。</p> <p><b>2011 マウンテンバイク</b> ダウンヒル、スラローム、クロスカントリー、フリースタイルなどのマウンテンバイク競技、荒野、山岳地帯などでの高速走行又は急坂登降、段差越えなどを含む広範囲の乗用に対応して、軽量化、耐衝撃性、走行性能、乗車姿勢の自由度などの向上を図った構造で、サドル高さの調整幅 100 mm 以上</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">D9101 (自転車用語)</p>		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">D9101 (自転車用語)</p>	<p>のフレーム、サスペンション機構、フラット形ハンドル、高い性能をもつブレーキ、ワイドレンジチェンジギヤ及び呼び（幅）1.5以上のブロックパターンタイヤを装備した自転車（図 A.6 参照）。</p> <p><b>2016</b> リカンベント車          仰向け形乗車姿勢の自転車。</p> <p><b>2017 キャンピング車</b>          サイクリングでのキャンプ旅行に適した仕様の自転車で、重い荷物に備え、太いタイヤと大形の前後キャリアとが装備されている。</p> <p>参考図に「電動アシスト自転車」、「マウンテンバイク」の参考図を追記</p>																											
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">D9428 (自転車—ディレ—)</p>	<p>1. <b>適用範囲</b> この規格は、主として JIS D 9111 に定める一般用自転車及び幼児用自転車に用いるディレ—ラについて規定する。</p> <p>2. <b>構成及び分類</b></p> <p>(3) <b>シフトレバー</b> シフトレバーは、形式、構成及び取付方式の組合せによって表 3 に示すように分類する。</p> <table border="1" data-bbox="398 1010 945 1157"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>構成</th> <th>取付方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通レバー</td> <td>シングル</td> <td>バンド付け</td> </tr> <tr> <td>コンソールレバー</td> <td>ダブル</td> <td>直付け</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. <b>部品名称</b> 部品名称を付図 1～4 に示す。          なお、参考として主な使用材料の例を示す。</p>	形式	構成	取付方式	普通レバー	シングル	バンド付け	コンソールレバー	ダブル	直付け	その他	その他	その他	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">D9428 (自転車—ディレ—)</p>	<p>〔改正案のポイント〕</p> <p>1. 適用範囲に「電動アシスト自転車」を追加          2. シフトレバーの構成・分類変更など</p> <p>-----</p> <p>1 <b>適用範囲</b>          この規格は、主として JIS D 9111 に定める一般用自転車及び、幼児用自転車及び電動アシスト自転車に用いるディレ—ラについて規定する。</p> <p>3 <b>構成及び分類</b></p> <p>c) <b>シフトレバー</b> シフトレバーは、形式、構成及び取付方式の組合せによって表 3 に示すように分類する。</p> <table border="1" data-bbox="1346 991 2069 1209"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>構成</th> <th>取付方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通レバー</td> <td>シングル</td> <td>バンド付け</td> </tr> <tr> <td><del>コンソールレバー</del></td> <td>ダブル</td> <td>直付け</td> </tr> <tr> <td>ツイストグリップコントロール サムシフター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <b>部品名称</b>          部品名称を図 3～図 6 に示す。  <del>なお、参考として主な使用材料の例を示す。</del></p>	形式	構成	取付方式	普通レバー	シングル	バンド付け	<del>コンソールレバー</del>	ダブル	直付け	ツイストグリップコントロール サムシフター			その他	その他	その他
形式	構成	取付方式																												
普通レバー	シングル	バンド付け																												
コンソールレバー	ダブル	直付け																												
その他	その他	その他																												
形式	構成	取付方式																												
普通レバー	シングル	バンド付け																												
<del>コンソールレバー</del>	ダブル	直付け																												
ツイストグリップコントロール サムシフター																														
その他	その他	その他																												

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 4 2 8 (自 転 車 — デ イ レ ー ラ)	<p><b>4. 強度</b> ディレーラワイヤの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ディレーラワイヤのインナを図 1 のように試験装置に取り付け、980N {100kgf} の荷重を加えたとき各部に破損を生じてはならない。ただし、荷重を緩和する機構を備えたものはこの限りでない。</p> <p><b>6. 形状及び寸法</b> ディレーラの形状の例及び主な寸法を付図 1～3 に示す。寸法のうち許容差が付いていない寸法は推奨寸法とし、ねじは JIS B 0225 の規定によるもののほかは、JIS B 0205 又は JIS B 0207 の規定によるものとし、公差は原則として JIS B 0209 又は JIS B 0211 に規定する 6H・6g (2 級相当) 以上とする。</p>	D 9 4 2 8 (自 転 車 — デ イ レ ー ラ)	<p><b>5 強度</b></p> <p><b>5.1 ディレーラワイヤのインナの強度</b></p> <p>ディレーラワイヤのインナは、10.1 の試験を行ったとき各部に破損を生じてはならない。<del>ただし、荷重を緩和する機構を備えたものはこの限りでない。</del></p> <p><b>7 形状及び寸法</b></p> <p>ディレーラの形状の例及び主な寸法を図 3～図 5 に示す。<del>ただし、許容差の記入のない寸法は推奨寸法を示す。</del>ねじは、<b>JIS B 0225</b> の規定によるもののほかは、<b>JIS B 0205-1～JIS B 0205-4</b> 又は <del>JIS B 0207</del> の規定によるものとし、公差は、<del>原則として</del> <b>JIS B 0209-1～JIS B 0209-3</b> 又は <del>JIS B 0211</del> に規定する 6H/6g <del>(2 級相当)</del> 以上とする。</p>